

字区域の廃止について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年(2014年) 3 月 1 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

字区域の廃止について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条第１項の規定に基づき、本市内の町区域及び字区域を、別紙字区域廃止調書のとおり廃止し、土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第１０３条第４項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から施行する。

町田市字区域廃止調書

土地の表示は平成二十六年一月十四日現在調査

次の字区域を廃止する。

野津田町														町名				
松葉														字				
綾部前														地番				
袋																		
九一七の四				九二七の二				九二八の二				九三一の二			九三二の一から 九三二の四まで		九三三	
九三四の一から 九三四の四まで				九三五				九三六の一から 九三六の二まで				九三七			九三八		九三九の一	
九三九の四				九四〇の一				九四五の二				九四六の三			九四六の六		九四七の一	
九四七の三から 九四七の六まで				九四八の一				九四八の三				九四八の六から 九四八の九まで			九四九の一		九五〇の一から 九五〇の四まで	
九五一の一から 九五一の二まで				九五二				九五三の一から 九五三の二まで				九五四の一から 九五四の三まで			九五五の一		九五五の三	
九五七の一																		
一〇一八の一				一〇二〇の一四				一〇三六の三				一〇三九の一			一〇四〇の一		一〇四〇の四から 一〇四〇の五まで	
一〇四一の一から 一〇四一の二まで				一〇四二の二														
二六六二の四				二六七一				二六七二の二				二六七二の五から 二六九八の九まで			二六八二		二六八三	
二六七五の一から 二六七五の二まで				二六七六の一〇から 二六七六の一一まで				二六七七の二				二六八一			二六八二		二六八三	
二六八四の一から 二六八四の四まで				二六八五の二まで				二六八九の一から 二六八九の二まで				二六九八の五から 二六九八の九まで			二六九九の一から 二六九九の二まで		二七〇一	
二七〇二の一から 二七〇二の四まで				二七〇三の一から 二七〇三の三まで				二七〇四の一から 二七〇四の九まで				二七〇五の一から 二七〇五の二まで			二七〇六の一から 二七〇六の五まで		二七〇六の七から 二七〇六の九まで	

町名	字	地番
野津田町	袋	二七〇七の一から 二七〇七の二まで 二七〇八 二七〇九の一から 二七〇九の二まで 二七一〇の一から 二七一〇の三まで 二七一一の一 二七一二
	川島	二七一三の一から 二七一三の三まで 二七一四 二七一五 二七一六の一から 二七一六の三まで 二七一七の一から 二七一七の二まで 二七一八の一から 二七一八の三まで
		二七一九の一から 二七一九の八まで 二七二〇の一から 二七二〇の一七まで 二七二二の一から 二七二二の五まで 二七二二の七 二七二二の九から 二七二二の一一まで
		二七二二の一三から 二七二二の一七まで 二七二三の一から 二七二三の二まで 二七二四の一から 二七二四の二まで 二七二五の一から 二七二五の二まで 二七二六の一から 二七二六の六まで
		二七二八の一から 二七二八の一〇まで 二七二九 二七三一 二七三二の二まで 二七三三
		二七三五の一から 二七三五の三まで 二七三六の一から 二七三六の六まで 二七三七 二七三八 二七三九
		二七四一 二七四二の一から 二七四二の三まで 二七四三 二七四四 二七四五
		二七四七の一から 二七四七の七まで 二七四八の一から 二七四八の四まで 二七四九 二七五〇 二七五一の六
		二七五三の一から 二七五三の二まで 二七五二
		二七五四の一から 二七五四の二まで 二七五五の一から 二七五五の二まで 二七五六の一 二七五六の三から 二七五六の四まで 二七五六の六から 二七五六の一四まで
		二七五八の一から 二七五八の六まで 二七五九の一 二七六〇の一 二七六五の一 二七六五の六
		二七六九の一から 二七六九の二まで 二七七〇の一から 二七七〇の二まで 二七七一 二七九一の一から 二七九一の五まで 二七九二の一から 二七九二の五まで
		二七九三

町名	字	地番					
野津田町	川島	二七九四の二	二七九五の二から 二七九五の四まで	二八二六	二八二七の一から 二八二七の三まで	二八二九の二から 二八二九の三まで	二八三三の二
		二八三六の九から 二八三六の一〇まで	二八三七の三	二八三八の六	二八三九の一から 二八三九の二まで	二八四〇	二八四一
		二八四三の一から 二八四三の一二まで	二八四三の一四	二八四三の一七から 二八四三の二四まで	二八四三の三一から 二八四三の三四まで	二八四四	二八四五の一から 二八四五の二まで
		二八四六	二八四七	二八四八の一から 二八四八の六まで	二八四九の一から 二八四九の三まで	二八五〇	二八五一
		二八五二	二八五三	二八五五	二八八六の一から 二八八六の二まで	二八八六の四から 二八八六の八まで	二八八六の一〇から 二八八六の一まで
		二八八六の一四から 二八八六の一七まで	二八八六の二一から 二八八六の二四まで	二八八七	二八八八	二八八九の一から 二八八九の三まで	二八九〇
		二八九一の一から 二八九一の三まで	二八九三	二八九四	二八九五の一から 二八九五の三まで	二八九七	二九〇三の二
		三〇〇〇の二八から 三〇〇〇の二九まで	三〇〇〇の三二	三〇〇〇の三四	三〇〇〇の三六	三〇〇〇の三八	三〇四〇の一から 三〇四〇の三まで
		三〇四一の一から 三〇四一の二まで	三〇四二の一から 三〇四二の二まで	三〇四三の一から 三〇四三の三まで	三〇四四の三	三〇四九の四	三〇五〇の三
		三〇五二の一	三〇五二の三から 三〇五二の四まで	三〇五三	三〇五四	三〇五五の一から 三〇五五の一二まで	三〇五七の一から 三〇五七の六まで
		三〇五八	三〇五九の一から 三〇五九の二まで	三〇五九の五から 三〇五九の八まで	三〇六〇の一から 三〇六〇の二まで	三〇六一の一から 三〇六一の三まで	三〇六二の一から 三〇六二の二まで
		三〇六三	三〇六四	三〇六五の二から 三〇六五の三まで	三〇六六	三五二〇	

右の区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部	野津田町										町名
	袋ノ上										字
								三〇八五の一	三〇七九の四	三〇六七の六まで	三〇六七の一から
								三〇八五の三から 三〇八五の四まで	三〇八〇の一から 三〇八〇の三まで	三〇六八の五まで	三〇六八の一から
								三〇八七の一から 三〇八七の二一まで	三〇八一の一から 三〇八一の二まで	三〇六八の一〇から 三〇六八の一一まで	三〇六八の一〇から
								三〇八八	三〇八二の一から 三〇八二の二まで	三〇七〇	三〇七〇
								三五二三の一	三〇八三の一から 三〇八三の三まで	三〇七一の七	三〇七一の七
									三〇八四の一から 三〇八四の三まで	三〇七九の一	三〇七九の一

野津田東土地区画整理事業 字区域廃止参考図



S=1 : 4,000



凡 例	
	新 字 界
	旧 字 界
	町 界
	字区域廃止部分

案内図

